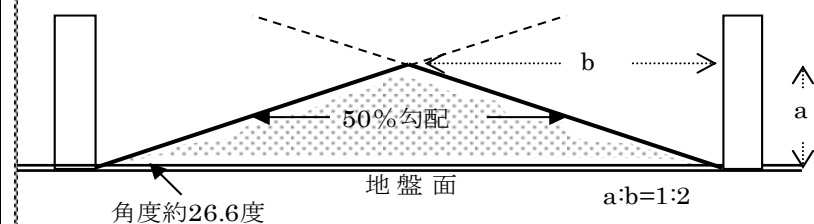


事務事業の概要				検出事項				監査の結果																																																																																																																																																			
<p>1 産業廃棄物に対する取組</p> <p>大阪府では、産業廃棄物の許可業者が違反行為を行った場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき事業停止や許可の取消しなどの行政処分を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。建設業法に基づく解体業者等産業廃棄物の排出事業者が自ら処理を行う場合（法に基づく処理業の許可不要）は、適正な処理・処分等を行うように立入検査・指導（平成25年度746件実施）しているが、野積み、野外焼却及び不法投棄等の違法な処理が行われる事案（以下「不適正処理事案」という。）が後を絶たない。</p> <p>2 不適正処理事案の発生状況</p> <p>過去3年間の不適正処理事案数（新規・継続の合計）は継続事案の減少により漸減傾向にあり、平成25年度は250件であった。その多くは野積みと呼ばれる産業廃棄物の保管基準違反である。</p>				<p>1 不適正処理事案への取組の結果、平成26年7月末現在で違反状態の事案は51件となっている。このうち、10年以上も違反状態が継続している事案は22件である（適正保管に向けた指導によって、4月から7月の4か月間で3件が解決済み）。</p> <p>22件はいずれも自社処理を行う解体業者等であるが、このうち9件は、現在も解体業等の事業を継続中である。これらの事案について大阪府は基本的に搬出計画書を提出させ、計画を確実に実行させるよう適正保管に向けた指導を行っている。</p> <p>残り13件は、行為者が死亡や行方不明等となった事案で、大阪府は現在の土地所有者に廃棄物の適正管理を要請するしかない状態である。</p> <p>H26年度当初に引継いだ不適正処理事案</p>				<p>【改善を求めるもの(意見)】</p> <p>環境省の通知では、指導に服さない不適正処理事案において厳しい対応を求めている。</p> <p>10年以上も違反状態にある長期未解決事案が相当数残存していることから、今後、解決に向けてこれまでの取組を見直し、積極的かつ厳正に行政処分を実施するなど、不適正処理事案の減少を図られたい。</p>																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2" rowspan="2">事案件数</th> <th rowspan="2">合計 件数</th> <th colspan="5">不適正処理件数</th> <th rowspan="2">立入件数</th> </tr> <tr> <th>野外焼却</th> <th>野積み</th> <th>埋立</th> <th>不法投棄</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">H23</td> <td>新規</td> <td>120 (92)</td> <td>126</td> <td>42</td> <td>29</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>20</td> <td rowspan="3">1,062</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>138 (39)</td> <td>190</td> <td>54</td> <td>93</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>258 (131)</td> <td>316</td> <td>96</td> <td>122</td> <td>39</td> <td>24</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H24</td> <td>新規</td> <td>129 (108)</td> <td>137</td> <td>45</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>21</td> <td>45</td> <td rowspan="3">812</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>127 (49)</td> <td>170</td> <td>38</td> <td>95</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>256 (157)</td> <td>307</td> <td>83</td> <td>119</td> <td>20</td> <td>27</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H25</td> <td>新規</td> <td>151 (114)</td> <td>153</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>29</td> <td>42</td> <td rowspan="3">746</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>99 (19)</td> <td>133</td> <td>29</td> <td>75</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>250 (133)</td> <td>286</td> <td>74</td> <td>111</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・カッコ内の数値は違反状態ではなくなった解決済み件数。 ・平成26年度に引き継がれたのは、平成25年度末で解決していなかった250件から解決済み事案133件と枚方市に移管された3件、違反ではないが要経過観察事案の51件を除いた63件である。</p>				年度	事案件数		合計 件数	不適正処理件数					立入件数	野外焼却	野積み	埋立	不法投棄	その他	H23	新規	120 (92)	126	42	29	20	15	20	1,062	継続	138 (39)	190	54	93	19	9	15	合計	258 (131)	316	96	122	39	24	35	H24	新規	129 (108)	137	45	24	2	21	45	812	継続	127 (49)	170	38	95	18	6	13	合計	256 (157)	307	83	119	20	27	58	H25	新規	151 (114)	153	45	36	1	29	42	746	継続	99 (19)	133	29	75	14	8	7	合計	250 (133)	286	74	111	15	37	49	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応開始年度 (対応開始年度からの経過年数)</th> <th colspan="3">違反状態件数 (H26年)</th> </tr> <tr> <th>3月末現在 A</th> <th>4～7月の解決済数 B</th> <th>7月末現在 C=A-B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15以前 (10年以上)</td> <td>25</td> <td>3</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>H16 (9年～10年)</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H17 (8年～9年)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H18 (7年～8年)</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H19 (6年～7年)</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H20 (5年～6年)</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H21 (4年～5年)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H22 (3年～4年)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H23 (2年～3年)</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H24 (1年～2年)</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H25 (0年～1年)</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63</td> <td>12</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>				対応開始年度 (対応開始年度からの経過年数)	違反状態件数 (H26年)			3月末現在 A	4～7月の解決済数 B	7月末現在 C=A-B	H15以前 (10年以上)	25	3	22	H16 (9年～10年)	2	-	2	H17 (8年～9年)	4	-	4	H18 (7年～8年)	2	-	2	H19 (6年～7年)	1	-	1	H20 (5年～6年)	5	1	4	H21 (4年～5年)	2	1	1	H22 (3年～4年)	4	-	4	H23 (2年～3年)	5	-	5	H24 (1年～2年)	0	-	0	H25 (0年～1年)	13	7	6	合計	63	12	51
年度	事案件数		合計 件数					不適正処理件数						立入件数																																																																																																																																													
				野外焼却	野積み	埋立	不法投棄	その他																																																																																																																																																			
H23	新規	120 (92)	126	42	29	20	15	20	1,062																																																																																																																																																		
	継続	138 (39)	190	54	93	19	9	15																																																																																																																																																			
	合計	258 (131)	316	96	122	39	24	35																																																																																																																																																			
H24	新規	129 (108)	137	45	24	2	21	45	812																																																																																																																																																		
	継続	127 (49)	170	38	95	18	6	13																																																																																																																																																			
	合計	256 (157)	307	83	119	20	27	58																																																																																																																																																			
H25	新規	151 (114)	153	45	36	1	29	42	746																																																																																																																																																		
	継続	99 (19)	133	29	75	14	8	7																																																																																																																																																			
	合計	250 (133)	286	74	111	15	37	49																																																																																																																																																			
対応開始年度 (対応開始年度からの経過年数)	違反状態件数 (H26年)																																																																																																																																																										
	3月末現在 A	4～7月の解決済数 B	7月末現在 C=A-B																																																																																																																																																								
H15以前 (10年以上)	25	3	22																																																																																																																																																								
H16 (9年～10年)	2	-	2																																																																																																																																																								
H17 (8年～9年)	4	-	4																																																																																																																																																								
H18 (7年～8年)	2	-	2																																																																																																																																																								
H19 (6年～7年)	1	-	1																																																																																																																																																								
H20 (5年～6年)	5	1	4																																																																																																																																																								
H21 (4年～5年)	2	1	1																																																																																																																																																								
H22 (3年～4年)	4	-	4																																																																																																																																																								
H23 (2年～3年)	5	-	5																																																																																																																																																								
H24 (1年～2年)	0	-	0																																																																																																																																																								
H25 (0年～1年)	13	7	6																																																																																																																																																								
合計	63	12	51																																																																																																																																																								
<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)】 (事業者の処理) 第12条 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p>				<p>2 10年以上も違反状態が継続している22件のうち、過去行政処分を行ったものは6件、うち事業を継続中の9件については1件であり、この事業継続中の9件については、膠着状態にあり未だ違反状態が解消されていないことから、これまでの取組に加え、新たな取組の検討が必要である。</p> <p>なお、過去5年間の行政処分は、上記22件以外の事案において、1件（措置命令）行ったのみで、本件については最終的に大阪府が行為者に代わり産業廃棄物の処分（行政代執行）を行っている。</p>																																																																																																																																																							

【産業廃棄物保管基準例】（府のホームページより抜粋）
屋外において容器を用いずに保管する場合の積み上げ制限



3 不適正処理事案に対する取組

大阪府では、専従のパトロールチームを組織し、不適正処理の早期発見・早期対応を講じることにより、不適正処理事案の抑制のために、初期対応に努めている。

(1) 行政指導

初期対応に努めたにもかかわらず発生した野積み等の不適正処理事案については、まず立入検査等を行い改善を促す。改善が見られない場合は、廃棄物の搬出計画書を提出させ、計画の進行管理を行い、適正保管の実現を図っている。計画を確実に履行させるため、立入検査時の指導に加え、警告・勧告文書を発出するなど、まず行為者及び関係者（以下「行為者等」という。）に自主的に産業廃棄物を搬出させるよう指導している。

(2) 行政処分

指導に従わず保管量が増加する場合は、必要に応じて法に基づく改善命令を発出することとしている。また、不適正に処理された廃棄物により生活環境保全上の支障が生じている場合やそのおそれがある場合は、必要に応じて支障の除去のため措置命令を発出することとしている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

(改善命令)

第19条の3 一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(措置命令)

第19条の5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

【行政処分の指針について（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）〔抜粋〕】

一部の自治体においては、自社処理と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処理に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処理を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県におかれては、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、以下の指針を踏まえ、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

措置の内容

従来の指導を見直し、不適正処理の行為者だけでなく関係者（排出者）に対しても指導を強化することによって、事業を継続している10年超の9案件のうち2案件が、廃棄物が全撤去されるなどにより解決に至った。その他の10年超の案件についても、順次、関係者特定や指導強化のための調査を進めており、解決を図っていく。